

# 登別市立図書館の めざすもの

—登別市の図書館を育てていくために—



豊かな時間を図書館で

平成30年3月  
登別市教育委員会

# 目次

- 運営ビジョンの位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 「登別市立図書館のめざすもの」策定にあたって・・・・・・・・ 3

## 【登別市立図書館のめざすもの】

### 登別市の図書館は

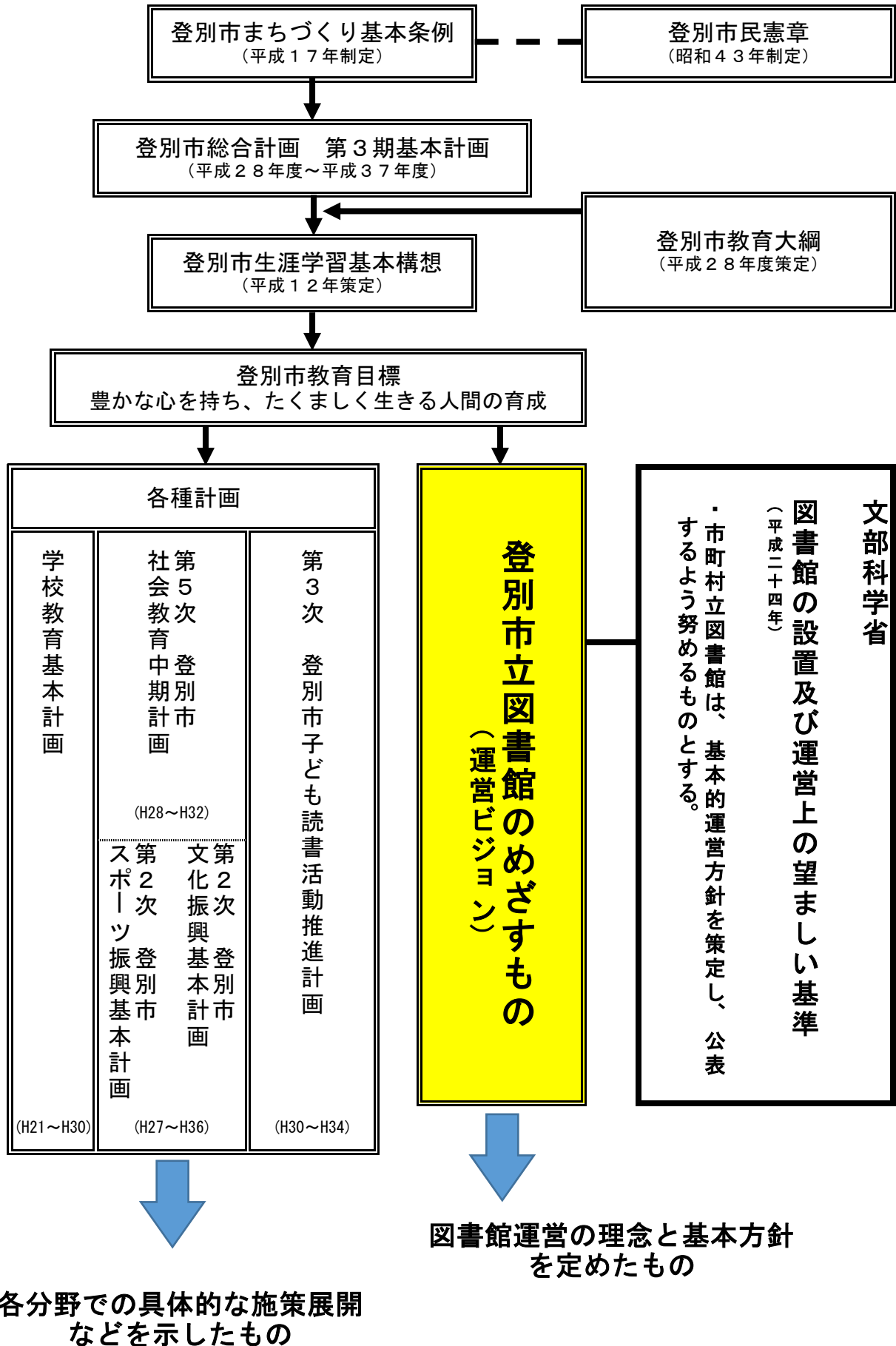
1. 一人ひとりを大切にします。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
2. 一人ひとりの生き方を応援します。・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
3. 市民と共につくります。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
4. 登別を未来に残します。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
5. 気持ちを休める場を提供します。・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

- 策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 登別市立図書館協議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

## 【資料】

- 図書館の設置及び運営上の望ましい基準（抜粋）・・・・・・・・ 11
- 図書館の設置及び運営上の望ましい基準の見直しについて（抜粋）・ 12
- 図書館の自由に関する宣言（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- アメリカ社会に役立つ図書館12か条・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- ランガナタンの五法則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- ユネスコ公共図書館宣言（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

# 運営ビジョンの位置づけ



## はじめに

登別市立図書館は昭和47年の開館以来、地域を支える情報拠点として、利用者の皆さまからの要望や社会の要請に応えられるよう、図書館奉仕業務に努めて参りました。

情報通信技術の急速な進歩・普及、少子高齢化の進展、価値観や生活様式など社会が大きく変化している今日、市民が図書館に求めるものは、より多様で多元的になってきています。

登別市立図書館はこれまで、登別市総合計画や登別市生涯学習基本構想に基づいて図書館の運営にあたって参りましたが、社会の変化や新たな課題に対応し、市民の求める図書館への成長を図るため、これらに加えて今後の図書館運営についての構想(ビジョン)をまとめた「登別市立図書館がめざすもの」を策定することといたしました。

本ビジョンは、公共図書館が果たすべき社会的役割や図書館業務の本質に立脚し、本市の図書館が今後目指すべき図書館像を明示し、図書館運営の理念と基本的な運営方針を定めたものです。

登別市立図書館は、地域にしっかりと根をはり、市民一人ひとりが自己実現に向けて、豊かな時間を過ごしていただける図書館を目指して参ります。

## 登別の図書館を育てていくために 「登別市立図書館のめざすもの」策定にあたって

「図書館のめざすものを考えることは、ただ理想像の追求だけでなく、  
図書館を育てていく力の供給源になるでしょう。

図書館の理想を見失ったとき、図書館は「成長する有機体」としての  
歩みを止めるのです。」 (元日本図書館協会理事長 竹内愔氏)

「豊かな時間を図書館で」

これは登別市立図書館が掲げているキャッチフレーズです。

図書館に求めるものは人それぞれ異なります。ですから「豊かな時間」も各人によって異なるでしょう。講演会やおはなし会などで楽しいひとときを過ごすのも「豊かな時間」です。あるいはまた、ひとり黙々と学習室で勉強に励むのも充実した「豊かな時間」です。

「図書館は利用者によって、いかようにもその姿をかえる。」といわれます。図書館は利用者の関心やレベルに応じて、その姿や機能を変えるのです。

図書館の魅力は、この広さと深さにあると思います。

では、登別の市民が求める図書館とはどういう図書館なのでしょうか。

「私たちはこういう図書館をほしい。こういう図書館に育てたい」。

それを市民と共に考えていくことこそ、登別の図書館を育てていく力になると思います。

図書館学者ランガナタンの有名な「図書館は成長する有機体である。」という言葉は、インターネットやデジタル化など時代の変化によって図書館は変わるということだけを指したものではありません。図書館は、市民・利用者との相互作用によって成長するという

ことを指摘しています。

私たちは運営の指針を策定するにあたり、数値による目標を設けるよりも、図書館と市民が共有できる理想像を明確にすることが何よりも大切であると考えました。

「登別の図書館はこうありたい」という理想が明確になれば、その理想が私たちの目標になるからです。そして、これから何をすべきなのか、努力していく方向性が見えてきます。「まず理想を立てよう。施策はそこからの引き算」であると。

私たちはまた、図書館と市民が対話し、市民の声を図書館の施策にフィードバックすることで、市民と深い関係を築く図書館になりたいと思います。そして、登別の図書館を愛し支えてくださる「ファン」を増やしていきたいと思います。

「良い図書館は天から降ってこない。」といわれます。市民と共に良い図書館を作っていくことは、根気のいる長い道のりです。しかしその取り組みこそが、「市民と共に成長する図書館」「地域に根ざした図書館」づくりだと考えます。

図書館はまた、従来の「官」と「民」という構図から、市民参画による「公」を育てていく格好の実践の場でもあると思います。

公共図書館における指定管理者制度などの是非を議論するには、その前にまずもって、「わたしたちの図書館がめざすもの」は何か、という市民の議論があるべきだと思います。その実現に向けて、運営形態を模索するものだと思います。

この「登別市立図書館のめざすもの」が、これからの登別市の図書館について、登別市民による活発な議論が生まれる契機となることを強く期待します。

平成30年3月

登別市立図書館

館長 綿貫 亨

# 登別市立図書館のめざすもの

登別市の図書館は一人ひとりを大切にします。

～いつでも どこでも だれでも、身近に利用できる図書館に～

登別市の図書館は一人ひとりの生き方を応援します。

～一人ひとりの自己実現を助ける図書館に～

登別市の図書館は市民と共につくります。

～市民に「出番」を創出・提供します～

登別市の図書館は登別を未来に残します。

～登別を保存し「地域づくり」に積極的に関わります～

登別市の図書館は気持ちを休める場を提供します。

～すべての市民に「居場所」を提供します～













## 策定の経過

年月日	経 過
平成29. 6. 9.	○平成29年度第1回登別市立図書館協議会
	・議案「登別市立図書館のめざすもの(仮称)の策定について」
平成29. 8.23.	○平成29年度第2回登別市立図書館協議会
	・「登別市立図書館のめざすもの(仮称)の策定について」協議会に諮問
平成29. 9.15.	○平成29年度第3回登別市立図書館協議会 (素案の審議)
平成29.10. 5.	○平成29年度第4回登別市立図書館協議会 ・会長より図書館長へ答申
平成29.10.19.	○平成29年度第7回登別市教育委員会
	・情報提供「登別市立図書館のめざすものについて」
平成29.10.26.	○図書館ボランティア・ボランティア団体の集い
平成29.10.30.	○登別市議会総務・教育委員会(所管事務調査)にて報告 (素案提示)
平成29.11.1. ～ 11.30.	○登別市意見公募(パブリックコメント)実施
平成29.11.11.	○登別市立図書館市民懇談会 「第1回 登別図書館を育てていくための市民の集い」
平成29.12.21.	○平成29年度第9回登別市教育委員会
	・情報提供「登別市図書館のめざすもの(案)に係る意見公募の結果について」
平成30. 2. 6.	○登別市議会総務・教育委員会(所管事務調査)にて報告 (意見公募の結果について)
平成30. 2.22.	○平成29年度第11回登別市教育委員会
	・議案第18号「登別市図書館のめざすものの策定について」承認
平成30. 3.28.	○平成29年度第5回登別市立図書館協議会 情報提供 (計画書配布)

## 登別市立図書館協議会委員名簿

氏名	区分
会長 小林 誠	学校教育の関係者
副会長 合田 美津子	社会教育の関係者
委員 松原 條一	社会教育の関係者
委員 須藤 和恵	家庭教育の向上に資する活動を行う者
委員 柴山 太一	学識経験のある者

## 【 資 料 】

### 図書館の設置及び運営上の望ましい基準（抜粋）

（平成24年12月19日 文部科学省告示第172号）

#### 第一 総則

##### 一 趣旨

- 1 この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- 2 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

#### 第二 公立図書館

##### 一 市町村立図書館

##### 1 管理運営

###### （一）基本的運営方針及び事業計画

- ① 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

## 図書館の設置及び運営上の望ましい基準の見直しについて（抜粋）

（平成24年8月 「これからの図書館の在り方検討協力者会議」報告書より）

### 3. これからの図書館に求められる「設置及び運営上望ましい基準」の視点

- （1）社会の変化や新たな課題への対応
- （2）図書館法の改正への対応
- （3）情報化の進展への対応
- （4）都道府県及び市町村の役割の明確化
- （5）新基準の構成

## II. 「設置及び運営上望ましい基準」の具体的な内容

### 1. 図書館法改正を踏まえて新たに盛り込む内容

- ①図書館における評価の実施やその結果に基づく運営の改善に関する包括的な努力義務規定（図書館法第7条の3関係）
- ②図書館の運営状況に関する地域住民への情報提供に関する努力義務規定（図書館法第7条4関係）

### 2. 「これからの図書館像（報告）」の提言及びこれまでの「図書館の在り方検討協力者会議」等での議論を踏まえて盛り込むべき内容（公立図書館）

- （1）これからの図書館サービスに求められる新たな視点
  - ①図書館活動の意義の理解促進に関すること
- （2）これからの図書館経営に必要な視点
  - ③利用者の視点に立った経営方針の策定に関すること

図書館は、地域住民をはじめ社会・地域のニーズに基づき、適切な図書館サービスを提供するため、それぞれの図書館がめざす使命や目的を定め、公表する必要がある。図書館の経営にあっては、社会や地域の実情、利用者のニーズの変化に応じ、さらに、利用者の視点に立った図書館サービスを行うよう、サービス内容の見直しを行うことが求められる。

## 図書館の自由に関する宣言（抜粋）

（1979年5月30日 日本図書館協会総会議決）

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

- 第1 図書館は資料収集の自由を有する。
- 第2 図書館は資料提供の自由を有する。
- 第3 図書館は利用者の秘密を守る。
- 第4 図書館はすべての検閲に反対する。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

## アメリカ社会に役立つ図書館12か条

（竹内愨氏編・訳「図書館のめざすもの新版」日本図書館協会 より）

- （1）図書館は民主主義を維持します。
- （2）図書館は社会の壁を打ち破ります。
- （3）図書館は社会的不公平を改めるための地ならしをします。
- （4）図書館は一人ひとりを大切にします。
- （5）図書館は創造性を育てます。
- （6）図書館は若い心を開きます。
- （7）図書館は大きな見返りを提供します。
- （8）図書館はコミュニティをつくります。
- （9）図書館は家族を支えます。
- （10）図書館は、情報機器を使う能力と考え方とを育てます。
- （11）図書館は心の安らぎの場を提供します。
- （12）図書館は過去を保存します。

## ランガナタンの五法則

（竹内愨氏解説「図書館の歩む道」日本図書館協会 より）

- 第一法則 本は利用するためのものである。
- 第二法則 いずれの人にもすべて、その人の本を。
- 第三法則 いずれの本にもすべて、その読者を。



第四法則 読者の時間を節約せよ。

第五法則 図書館は成長する有機体である。

## ユネスコ公共図書館宣言（抜粋）（1994年11月採択 原文は英語）

地域において知識を得る窓口である公共図書館は、個人および社会集団の生涯学習、独自の意思決定および文化的発展のための基本的条件を提供する。

この宣言は、公共図書館が教育、文化、情報の活力であり、男女の心の中に平和と精神的な幸福を育成するための必須の機関である、というユネスコの信念を表明するものである。

### 公共図書館

公共図書館は、その利用者があらゆる種類の知識と情報をたやすく入手できるようにする、地域の情報センターである。

公共図書館のサービスは、年齢、人種、性別、宗教、国籍、言語、あるいは社会的身分を問わず、すべての人が平等に利用できるという原則に基づいて提供される。

蔵書およびサービスは、いかなる種類の思想的、政治的、あるいは宗教的な検閲にも、また商業的な圧力にも屈してはならない。

### 公共図書館の使命

情報、識字、教育および文化に関連した以下の基本的使命を公共図書館サービスの核にしなければならない。

### 財政、法令、ネットワーク

公共図書館は原則として無料とし、地方および国の行政機関が責任を持つものとする。

公共図書館は、文化、情報提供、識字および教育のためのいかなる長期政策においても、主要な構成要素でなければならない。

### 運営と管理

地域社会の要求に対応して、目標、優先順位およびサービス内容を定めた明確な方針が策定されなければならない。公共図書館は効果的に組織され、専門的な基準によって運営されなければならない。

地域社会のすべての人々がサービスを実際に利用できなければならない。

図書館員は利用者と資料源との積極的な仲介者である。

### 宣言の履行

国および地方自治体の政策決定者、ならびに全世界の図書館界が、この宣言に表明された諸原則を履行することを、ここに強く要請する。

**登別市立図書館のめざすもの**  
—登別市の図書館を育てていくために—

平成30年3月

発行 登別市教育委員会

編集 登別市立図書館

〒059-0012 登別市中央町5丁目21番地1

TEL 0143-85-4324

FAX 0143-85-4325

E-mail [toshokan@city.noboribetsu.lg.jp](mailto:toshokan@city.noboribetsu.lg.jp)

URL <http://www.noboribetsu.ed.jp/~iinkai/library/index.html>